

第5次苫前町総合振興計画 後期基本計画（令和3年度～令和7年度）

実施計画（令和4年度版）

～ いつまでも暮らしていける苫前に！ ～

北海道苫前町

目 次

第1部 計画の考え方	1
1 計画の目的	2
2 計画の期間	2
3 計画の対象	2
4 計画の策定方針	2
5 まちづくりの体系	3
第2部 計画の内容	4
第1章 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり	5
第1節 子育て家庭への支援	5
第2節 子どもが健やかに育つ環境の整備	6
第3節 学校教育の充実	8
第2章 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり	12
第1節 健康づくりの推進	12
第2節 地域で支える福祉の推進	14
第3節 高齢者福祉の推進	15
第4節 障がい者（児）福祉の推進	17
第5節 社会保障制度の適正な運用	18
第3章 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり	19
第1節 人権の尊重	19
第2節 男女共同参画社会の推進	19
第3節 協働によるまちづくり	20
第4節 地域コミュニティ・地域間交流の推進	21
第5節 スポーツ・芸術・文化活動の推進	22
第4章 活気あふれるにぎわいのまちづくり	27
第1節 農業の振興	27
第2節 林業の振興	30
第3節 漁業の振興	32
第4節 商業・工業の振興	34
第5節 観光の振興	36
第6節 雇用の促進と勤労者支援	38
第5章 利便性の高い快適空間のまちづくり	40
第1節 地域特性に即したまちづくりの推進	40
第2節 道路網の整備	40
第3節 河川の整備	43
第4節 公共交通の充実	44
第5節 情報通信の推進	45
第6節 快適な生活環境	46

第7節 水と緑のネットワークの形成	48
第6章 安全で安心な暮らしのできるまちづくり	49
第1節 環境の保全・創造	49
第2節 総合的なごみ・し尿処理の推進	50
第3節 交通安全・防犯体制の充実	51
第4節 防災・消防・救急体制の充実	52
第5節 安全な消費生活の支援	54
第7章 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり	55
第1節 行政運営の改革	55
第2節 財政運営の改革	57
第3節 広域行政の推進	58

第1部

計画の考え方

1 計画の目的

この実施計画は、第5次苫前町総合振興計画の基本構想に掲げるまちづくりの基本目標「いつまでも暮らしていける苫前に！」の実現に向けて、後期基本計画（令和3年度～令和7年度）に掲げた施策を計画的、効果的に推進していくため、実施する事業について具体的に定めたものです。

2 計画の期間

実施計画の期間は、後期基本計画と同様に、令和3年度から令和7年度までの5か年です。

3 計画の対象

苫前町が実施主体となって期間中に計画・実施する事務事業のほか、国、道や民間などが実施主体である事務事業のうち、本町のまちづくりや住民生活への影響が大きく、本町と連携して推進するものも含めます。

4 計画の策定方針

- (1) 実施計画は、第5次苫前町総合振興計画・後期基本計画との関連を明確にするため、後期基本計画の施策体系に基づく構成とします。
- (2) 後期基本計画策定までの成果や課題を踏まえつつ、経済情勢や本町の財政状況、さらには住民ニーズを考慮しながら、事業の緊急度・優先度を総合的に検討し、事業を選定します。
- (3) 原則として、実施計画期間内で新たに取り組む事業や内容を拡充して取り組む事業、さらには計画策定前から継続して取り組んでいる事業を掲載します。

5 まちづくりの体系

総合振興計画におけるまちづくりは、本町の将来像の実現に向けて、まちづくりの視点やまちづくりの施策の大綱を示すことにより、町政が総合的かつ計画的に運営されるよう体系化されています。

この実施計画に基づく事務事業は、下記の「まちづくりの施策の大綱」ごとに体系化し、「第2部 計画の内容」に登載します。

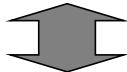
苦前町の将来像

いつまでも暮らしていける苦前に！



まちづくりの視点

- 1 誰もが健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくる
- 2 町民が主体となったにぎわいのまちをつくる
- 3 安全・安心で快適な生活環境のまちをつくる



まちづくりの施策の大綱

- 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
- 2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり
- 3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり
- 4 活気あふれるにぎわいのまちづくり
- 5 利便性の高い快適空間のまちづくり
- 6 安全で安心な暮らしのできるまちづくり
- 7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

第2部

計画の内容

第1章 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

第1節 子育て家庭への支援

基本方針

各家庭の子育てに対する悩みや不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する町民ニーズの多様化に応じるさまざまな支援を実施します。

基本計画（施策の体系）

1 育児のためのコミュニティの充実	(1) 相談できる場の充実 (2) 社会の子育て機能の向上の促進
2 経済的支援の拡充	(1) 希望する人が子どもを持つ支援 (2) 乳幼児医療費支給基準の拡充 (3) 保育料徴収金の改定 (4) ひとり親家庭等への自立支援
3 仕事と子育ての両立支援の推進	(1) 保育サービスの拡充

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
育児のためのコミュニティの充実	地域子育て支援拠点事業補助金 =地域子育て支援センターを設置し交流の場の提供や子育てに関する相談・援助を実施	実施	継続	→	→	→
	ラッコクラブ =妊婦とそのパートナー及び1歳未満の親子を対象とした学習機会の提供	実施	継続	→	→	→
	幼児教育セミナー =未就学児の親を対象とした情報交換や学習の機会の提供	実施	継続	→	→	→
	地域を見守る住民の集い =青少年の健全育成を地域で考える学習機会の提供	実施	継続	→	→	→
経済的支援の拡充	不妊治療等助成金 =一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療及び不育治療の費用助成 =令和4年4月からの保険適用開始に伴い、令和3年度以前の継続治療に対象を限定	実施	縮小	→	→	→
	出産支援費助成金 =定期健康診査及び出産に係る通院費用に加え、医療機関所在地での滞在(宿泊)に要する費用の助成	実施	継続	→	→	→

経済的支援の拡充	出産祝金事業交付金 出産祝金事業助成金 =出産した方に出産祝金を交付 =令和3年度から祝金額を見直し =出産祝金のうち10万円分は助成券として交付	制度見直	実施	継続	→	→
	育児支援ヘルパー派遣業務委託 =家事や育児を行うことが困難な家庭に對して育児支援ヘルパーを派遣				→	→
	子ども医療費助成事業 =0歳から高校生までの子どもの医療費を全額公費負担	実施	継続	→	→	→
	認定こども園施設型給付費負担金 =3歳未満の利用者負担金を無償化	実施	継続	→	→	→
	ひとり親家庭等医療費助成事業 =ひとり親家庭の親及びその子の医療費を助成	実施	継続	→	→	→
	子育て世帯応援金支給事業 =新型コロナウイルス感染拡大に対応し、子育て世帯への経済的支援を目的として応援金を支給	実施	継続			
	仕事と子育ての両立支援の推進 放課後児童健全育成事業補助金 =放課後児童クラブの運営に係る費用の一部を補助	実施	継続	→	→	→

第2節 子どもが健やかに育つ環境の整備

基本方針

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう母子の保健・医療を充実します。また、子育て環境の充実や子どもを取り巻く環境の整備などに取り組みます。

基本計画（施策の体系）

1 幼児教育・保育・子育て支援の一體的な推進	(1) 子育て条例の推進 (2) 事業計画の推進 (3) 幼保一元化に向けた検討
2 母子保健・医療の充実	(1) 乳幼児健康診査の実施 (2) 小児救急医療体制の充実 (3) 発達に遅れや偏りのある子どもの支援
3 充実した子育て環境の形成	(1) 地域における子育て支援の促進 (2) 子どもの居場所の確保 (3) 児童虐待の防止
4 青少年健全育成の推進	(1) 青少年活動の支援 (2) 社会環境の浄化の促進

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進	苦前町子ども子育て条例 =子どもを安心して生み育てることができる環境を整え、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現を目指す 第2期苦前町子ども・子育て支援事業計画 =幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定め、子ども・子育て支援施策を推進 =令和2年度～令和6年度	推進	継続	→	→	→
母子保健・医療の充実	乳幼児等健康診査業務委託 =乳児健康診査(年6回)、新生児聴覚検査、1歳6か月児・3歳児健康診査(年4回)及び妊婦産婦健康診査の実施並びに費用助成 股関節脱臼検診業務委託 =先天性股関節脱臼の早期発見・早期治療のため、満4か月児に1回実施 乳幼児健康相談、妊婦乳・乳幼児訪問 =育児に関する相談、保健・栄養指導をとおして子どもの健やかな育ちを支援 各種予防接種業務委託 =ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・B CG・風しん・麻しん・日本脳炎・ヒブ・B型肝炎・ロタウイルス・子宮頸がんウイルスなど、乳幼児及び児童生徒に各種予防接種を実施 各種任意予防接種費用助成金 定期予防接種町外接種者助成金 =おたふくかぜ(未就学児)及びインフルエンザ(高校生まで)の任意予防接種に係る接種費用を全額助成 =町外の医療機関において接種した定期的な予防接種に係る接種費用の助成 認定こども園発達支援事業補助金 =保育施設における発達支援保育士1名の配置に係る費用を補助 留萌中部地域子ども発達支援センター負担金 =留萌中部3町村の共同によりセンターを設置し、発達障がいを抱える幼児等に対する支援事業を実施	実施	継続	→	→	→
充実した子育て環境の形成	放課後児童健全育成事業補助金 =再掲(第1章第1節1)	実施	継続	→	→	→

充実した子育て環境の形成	カンガルースクール =未就学児の親子を対象とした親子のふれあい体験の機会提供	実施	継続	→	→	→
	苦前町あんしん生活支援ネットワーク児童部会 =要保護児童や要支援家庭に対して関係機関の連携による支援を実施	実施	継続	→	→	→
青少年健全育成の推進	苦前町子ども会育成連絡協議会補助金 =子ども会活動の活性化と健全育成を推進するため、運営費用の一部を補助	実施	継続	→	→	→
	少年少女体験教室（TDK） =小学生を対象に体験教室（愛称：とまえ大好きキッズ=TDK）を通年で実施	実施	継続	→	→	→
	学びの寺子屋 =長期休業中における生活習慣や運動習慣の定着に向けた取組	実施				
	成人式 =20歳の門出を祝う式典の実施 =令和4年度から「20歳(はたち)の集い」に改称	実施	継続	→	→	→

第3節 学校教育の充実

基本方針

確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を重視した知・徳・体の調和の取れた「生きる力」をはぐくむ教育の推進と、苦前商業高等学校の存続を視野に入れた地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。また、公立学校配置計画（中学校）に基づく方針を進めます。

基本計画（施策の体系）

1 「生きる力」をはぐくむ教育の推進	(1) 確かな学力の定着と向上 (2) 豊かな人間性の育成 (3) 健やかな体づくり (4) グローバル化への対応
2 良好的な教育環境の充実	(1) 教育環境の整備と充実 (2) 教育相談体制の充実 (3) 教職員の資質能力の向上ときめ細やかな指導の充実 (4) 特別支援教育の充実
3 地域・家庭・学校の連携	(1) 連携体制の推進 (2) 保育所・認定こども園・小学校連携、小・中学校連携 (3) 学校に関する情報提供の推進 (4) 高等学校教育の充実
4 学校の適正規模に向けた取り組み	(1) 小中学校の適正規模に向けた取り組み

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
「生きる力」をはぐくむ教育の推進	教育備品購入（小学校） =令和3年度：生物顕微鏡3台・文字指導シート1枚・糸のこ盤1台・ミシン1台 =令和4年度：児童用机天板拡張器具14個・体育用抗菌マット1枚・ロイター板2台	実施	継続			
	教育備品購入（中学校） =令和3年度：文化箒2台・沐浴人形1体・ワイヤレスチューナーユニット1台・ワイヤレスマイク2台 =令和4年度：屋内外兼用エバーマット1枚・文化箒1台					
	学校図書館用図書購入 =苦前町小中学校図書室整備計画に基づく図書室用図書の購入			→	→	→
	社会科副読本の活用 =社会科副読本を活用した授業の実施			→	→	→
	地場産品利用促進のための食材購入費 =地場産品や加工品を積極的に活用した特色ある学校給食の充実			→	→	→
	学校給食費の公会計化 =学校給食を町の会計に組み入れる「公会計制度」を採用			→	→	→
	給食調理場用備品購入 =令和3年度：真空冷却機1台・炊飯二重食缶4缶 =令和4年度：中心温度計1台・炊飯二重食缶3缶					
	中体連出場事業補助金 =中体連全道大会の出場経費を助成			→	→	→
	小中学校修学旅行費補助金 =修学旅行費用のうちバス代に係る費用の全額を助成			→	→	→
	英語指導助手招致事業 =町費負担で招致している英語指導助手2名を小中学校に派遣			→	→	→
良好な教育環境の充実	英語検定試験受験料補助金 =英語検定の3級以上受験者に検定料を補助	実施	継続	→	→	→
	小中学校施設整備 =小中学校の校舎や設備の修繕、管理用備品の購入			→	→	→

良好な教育環境の充実	苦前中学校FF暖房機取替工事 ＝FF暖房機(11台)の更新と自動制御機器取替(一式)	実施	継続			
	苦前小学校空調機器設置工事 ＝エアコン(4台)の設置		実施			
良好な教育環境の充実	児童・生徒輸送業務委託 ＝民間委託によるスクールバス(委託先保有車両)の運行(3路線)	実施	継続	→	→	→
	旭・力屋地区スクールバス運行管理業務 ＝民間委託によるスクールバス(町所有車両)の運行(1路線)	実施	継続	→	→	→
	校務支援システム利用料 ＝教職員の校務の負担軽減や児童生徒に関する情報を一元管理するためのシステムを運用	実施	継続	→	→	→
	児童生徒の個性や能力に応じた教育の推進 ＝チームティーチングなど個人に対する指導体制の充実	実施	継続	→	→	→
	町費負担教員の配置 ＝町費負担による教員1名を配置し、古丹別小学校高学年の複式学級化を解消		実施			
	学校教育支援員の設置 ＝学校教育支援員2名を配置し、専門的事項の指導及び児童生徒への支援を実施	実施	継続	→	→	→
	特別支援教育支援員設置事業 ＝特別支援教育支援員1名を配置し、障がいのある子どもの学習活動や学校生活を支援	実施				
	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業 特別支援教育就学奨励事業 ＝就学援助及び特別支援教育を必要とする児童や生徒の保護者に対し、学用品や給食費などを援助	実施	継続	→	→	→
地域・家庭・学校の連携	苦前町学校運営協議会及び苦前町地域学校協働本部による学校支援 ＝苦前町学校運営協議会を開催し、学校の運営やその運営への必要な支援に関して協議 ＝苦前町地域学校協働本部により、学校支援に対する意見聴取を実施 ＝双方の団体が両輪となって本町の教育環境をサポート	実施	継続	→	→	→
	親育講座の実施 ＝親の役割について認識を深めるため、各小中学校のPTA研修会を活用して実施	実施	継続	→	→	→

地域・家庭 ・学校の連携	地域学校協働活動の実施 =学校教育に地域教育資源や住民の学習成果を生かし、多様な教育方法の研究と学習の深化を目指す	実施	継続	→	→	→
	ふるさと教育セミナー =地域の教育力を高める学習機会の提供	実施	継続	→	→	→
	移動図書室の実施 =認定こども園等で定期的に実施し、読書に親しむ機会を提供	実施	継続	→	→	→
	ブックステーションの実施 =公民館図書室所蔵本を長期間大量に貸し出し、各学校等における読書推進活動を支援	実施	継続	→	→	→
	苫前商業高等学校後援会補助金 =地域に根ざした教育活動への支援と生徒数確保に向けた対策を実施	実施	継続	→	→	→
	若者交流センター指定管理料 =公の施設のサービスの向上のため指定管理者制度を適用	実施	継続	→	→	→
	地域連携特例校の推進(苫前商業高等学校) =教育施策としての検証を含めた地域連携特例校としての効果や成果を示すなど、地域と連携した教育行政を推進	実施	継続	→	→	→
	苫前商業高等学校地域学の実施 =苫前商業高等学校生徒の全国募集のために必要な「地域学」の実施を支援 =令和4年度から全国募集実施	試行	実施	継続	→	→
	苫前商業高等学校への支援 =魅力ある活動づくりのため、学校提案事業の実現に向けた調整・支援を実施	実施	継続	→	→	→
学校の適正規模に向けた取り組み	公立学校配置計画 町内中学校の統合 =令和5年4月に町内の2中学校を統合し、新たな校舎として苫前中学校を使用、古丹別中学校は閉校	実施	継続	→		

第2章 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

第1節 健康づくりの推進

基本方針

町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち「自分の健康は自分でつくるもの」を基本とし、それぞれの年代に応じた健康づくりや保健サービスを充実します。

基本計画（施策の体系）

1 健康づくりを行う環境の醸成	(1) 意識の啓発 (2) 健康的な生活習慣の確立 (3) 地域健康づくりの支援
2 スポーツによる健康づくりの推進	(1) スポーツ活動の促進 (2) スポーツ活動への参加機会の充実
3 地域保健対策の推進	(1) 各種健（検）診の推進 (2) 保健事業の拡充 (3) 感染症対策の推進
4 地域医療体制の拡充	(1) 地域医療体制の充実 (2) 苫前厚生クリニック2階の有効活用の検討

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
健康づくりを行う環境の醸成	苫前町食生活改善協議会補助金 =栄養及び食生活改善を推進するため、補助金を交付	実施	継続	→	→	→
スポーツによる健康づくりの推進	「第3章 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり」「第5節 スポーツ・芸術・文化活動の推進」「1 スポーツ活動の充実」に包括					
地域保健対策の推進	結核予防健診 エキノコックス症検診 胃がん検診 肺がん検診・大腸がん検診 子宮がん検診 乳がん検診 頭部検診 骨粗しょう症検診 B型・C型肝炎ウイルス検診 =疾病の早期発見・早期治療のため、がん検診などを実施	実施	継続	→	→	→
	特定健康診査 =メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査を実施					

地域保健対策の推進	健康管理システム保守業務委託 健康管理システム改修業務委託 =各種の健康診査や予防接種の記録を管理するシステムの運用 =制度改正等に対応するため、必要に応じてシステム改修、更新を実施	実施	継続	→	→	→
	風しん追加的対策事業 =抗体保有率が低いと認められた男性を予防接種法に基づく定期接種対象者として無料で定期接種を実施			→	→	
	新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業 =新型コロナワイルスワクチン予防接種実施に伴うワクチン接種記録システム連携の改修作業の実施 =新型コロナワイルスワクチン予防接種券の交付事務(印刷を含む)及び備品購入	実施	継続			
	新型コロナワイルスワクチン接種対策事業 =新型コロナワイルスワクチン接種の実施	実施	継続			
地域医療体制の充実	苦前町地域医療確保事業補助金 =代診医師や医療専門職の確保等、地域医療体制の安定を図る事業に補助	実施	継続	→	→	→
	へき地患者輸送車運行事業 =町内の方を対象に、苦前厚生クリニックへの送迎を実施	実施	継続	→	→	→
	苦前厚生クリニック検査機器更新事業補助金 =令和3年度:臨床化学分析装置一式 =令和4年度:多項目自動血球分析装置、線量率測定器、医療器具滅菌消毒装置各一式	実施	継続			
	苦前歯科施設借上料 =苦前地区所在の歯科診療施設を町立歯科診療所として借り上げ	実施	継続	→	→	→
	古丹別歯科診療所改修工事 =出入口部分の積雪及び凍結防止のため風除室を設置		実施			
	苦前歯科診療所機器購入費 =レントゲン表示用サーバー及び端末の機器更新		実施			
	医療機関診療体制確保支援事業 =新型コロナウイルス感染予防に対応した発熱者等に対する診療場所等の整備に対して支援	実施				
	二次救急医療体制確保負担金 =留萌市立病院において実施する二次救急医療体制の確保	実施	継続	→	→	→

地域医療体制の充実	道立羽幌病院に対する地域医療体制の確立に向けた要請 =医師及び医療従事者の安定的な確保と地域への定着化を実現するため、北海道に対して要請	実施	継続	→	→	→
	苦前厚生クリニック2階の有効活用に向けた検討 =JA厚生連との共催による認知症カフェの実施に取り組むとともに、健康づくりの拠点として位置づけ、その他の有効活用について継続して協議検討	検討	継続	→	→	→

第2節 地域で支える福祉の推進

基本方針

住み慣れた地域において高齢者、障がい者、子どもなどすべての町民が健康でともに支え合いながら生きる地域ぐるみの福祉体制の確立をめざします。

基本計画（施策の体系）

1 地域福祉活動の促進	(1) 地域福祉計画の策定・推進 (2) 地域福祉ネットワークの確立 (3) 福祉活動の担い手の育成
2 人にやさしいまちづくりの推進	(1) ノーマライゼーション理念の普及 (2) 人にやさしいまちづくり
3 要配慮者の見守り活動の促進	(1) 要配慮者の見守り支援体制の充実

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
地域福祉活動の促進	苦前町社会福祉協議会運営補助金 =地域の福祉活動を推進している社会福祉協議会に対して補助	実施	継続	→	→	→
	苦前町民生委員児童委員協議会運営補助金 =民生委員及び児童委員活動の充実のため、各種活動費を助成	実施	継続	→	→	→
	苦前町遺族会運営補助金 =遺族会の活動運営費に対して助成	実施	継続	→	→	→
	まちなかサロン実行委員会運営補助金 =高齢者の健康・見守り対策を目的とした実行委員会の活動運営費に対して補助	実施	継続	→	→	→
	認知症カフェ開設費用助成金 =苦前厚生クリニック2階を活用して開設する「認知症カフェ」の実施に要する費用の一部を助成		実施			

人にやさしいまちづくりの推進	にこにこタクシー運行事業 =高齢者等を対象に、低廉な価格でタクシーを利用できる支援の実施	実施	継続	→	→	→
	訪問看護ステーション利用者交通費助成金 =訪問看護サービス利用者に対し、交通費の一部を助成	実施	継続	→	→	→

第3節 高齢者福祉の推進

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、社会参加の機会を充実するとともに、支援を必要とする高齢者の生活を支援します。また、介護サービスを必要とする高齢者に必要なサービスが提供されるよう、適切な介護サービス提供の確保と持続可能な介護保険制度の構築をめざします。

また、いつまでもこのまちで暮らしたいと望んでいただけるよう、高齢者施設の新設について検討を進めます。

基本計画（施策の体系）

1 生きがいづくりの推進	(1) 各種講座の開催 (2) 老人クラブ活動の支援 (3) シルバー人材センターへの支援
2 介護予防の推進	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2) 一般介護予防事業の推進
3 生活支援の充実	(1) 地域包括支援センターの充実 (2) 各種介護サービスの推進 (3) 高齢者の権利擁護
4 地域ケア体制の強化	(1) 地域ケア体制の強化

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
生きがいづくりの推進	シニアスクールの開設 =健康の維持増進や社会への積極的な関わりを持つための学習の場の提供	実施	継続	→	→	→
	老人クラブ連合会運営補助金 =老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動運営費に対して補助	実施	継続	→	→	→
	苦前町高齢者事業団運営補助金 =高齢者事業団の活動運営費に対して助成	実施	継続	→	→	→

介護予防の推進 生活支援の充実	第8期苦前町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 =誰もが住み慣れた地域での安定した暮らしが継続していけるよう「地域包括ケアシステム」の構築に取り組む =計画期間:令和3年度～令和5年度	実施	継続	→		
	介護サービス提供基盤等整備事業補助金 =事業所誘致による介護付き有料老人ホーム(27床)の整備に対して補助					
	デイサービスセンター入浴設備更新事業補助金 =入浴施設(ろ過装置)の老朽化に伴う更新費用に対して補助	実施				
	高齢者等入所施設PCR検査費用支援事業 =新型コロナウイルス感染予防のため、高齢者入所施設において、施設設置者が自主的に実施するPCR検査費用の一部に対して助成	実施				
	生きがいデイサービスセンター指定管理料 =公の施設のサービスの向上のため指定管理者制度を適用	実施	継続	→	→	→
	生きがいデイサービスセンター空調整備工事 =夏季期間の高齢者の体調管理と施設環境向上のため、空調設備を整備	実施				
	生きがいデイサービスセンター送迎バス購入 =利用者送迎バスの経年劣化に伴う更新購入	実施				
	緊急通報システム設置業務委託 =急病や火災などの緊急時に対応するため、緊急通報発信器を貸与	実施	継続	→	→	→
	生きがい活動支援事業補助金 =社会福祉法人等が実施する福祉サービス事業に係る費用に対して補助	実施	継続	→	→	→
	介護サービス利用者負担軽減事業補助金 =低所得の介護サービス利用者に係る負担軽減を実施する社会福祉法人に対して軽減費用の一部を助成	実施	継続	→	→	→
	介護職員等修学就労雇用資金助成事業補助金 =介護事業者に対する新卒等の雇用やスキルアップに必要な資金の供給と就業予定者への修学資金の給付	実施	継続	→	→	→

生活支援の充実	老人保護措置費 =老人福祉施設入所の措置をとった場合に町が支弁義務者として入所委託した施設に対して費用を負担	実施	継続	→	→	→
地域ケア体制の強化	地域ケア会議の開催 =高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進め、地域包括ケアシステムの実現に資するため開催	実施	継続	→	→	→

第4節 障がい者（児）福祉の推進

基本方針

障がい者が地域のなかで支えられながら自立して生きることができるよう、社会参加を促進し、福祉サービスを充実させます。

基本計画（施策の体系）

1 社会参加の促進と就労支援の推進	(1) 社会参加の促進 (2) 就労支援の充実
2 相談支援の拡充	(1) 相談支援事業の推進 (2) 関係機関との連携 (3) 介護者支援の強化
3 地域生活支援の拡充	(1) 各種福祉サービスの充実 (2) 権利擁護の推進

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
社会参加の促進と就労支援の推進	地域活動支援センター事業業務委託 =障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供と社会との交流の促進	実施	継続	→	→	→
相談支援の拡充	基幹相談支援センター事業業務委託 =障がい児者やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援業務を充実・強化	実施	継続	→	→	→
地域生活支援の拡充	自立支援給付・地域生活支援事業 =介護給付費、訓練等給付費及び自立支援医療の給付 =自立した日常・社会生活を営むことができるよう地域生活支援事業を実施	実施	継続	→	→	→
	障害者管理システム保守業務委託 =身体・知的・精神の各障がいの手帳所有者を一元管理し、サービス等の提供基盤を整備するためシステムを運用	実施	継続	→	→	→

地域生活支援の拡充	重度心身障害者医療給付事業 =重度心身障がい者に対する医療費の助成	実施	継続	→	→	→
-----------	--------------------------------------	----	----	---	---	---

第5節 社会保障制度の適正な運用

基本方針

すべての町民が、健康で文化的な生活が送れるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

基本計画（施策の体系）

1 医療保険制度の適正な運営	(1) 国民健康保険事業の健全化 (2) 後期高齢者医療制度の円滑な運営 (3) 医療費の抑制
2 介護保険事業の適正化	(1) 介護保険制度の啓発・周知 (2) 介護保険事業の充実
3 国民年金制度の周知	(1) 国民年金制度の周知
4 生活自立への支援	(1) 相談体制の充実 (2) 生活保護の適正化

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
医療保険制度の適正な運営	後期高齢者医療療養給付費負担金 =後期高齢者医療制度の適切な推進	実施	継続	→	→	→
介護保険事業の適性化	第8期苫前町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 =再掲(第2章第3節2)	実施	継続	→		
国民年金制度の周知	広報紙による周知 =普及啓発のため広報「とままえ」に記事を掲載	実施	継続	→	→	→
生活自立への支援	生活困窮者自立支援制度の推進 =北海道留萌振興局が設置する生活困窮者の相談窓口機関と連携し、生活困窮者を支援	実施	継続	→	→	→
	暖房用燃料購入費等助成事業 =低所得世帯の経済的負担を軽減するため、暖房用燃料購入費等の一部を助成	実施	継続	→	→	→
	生活保護法の適正運用 =相談、申請手続等の助言及び支援、受給者への保護費の支給等を実施	実施	継続	→	→	→

第3章 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

第1節 人権の尊重

基本方針

関係機関と連携しながらさまざまな人権問題に対する取り組みを総合的に推進します。

基本計画（施策の体系）

1 啓発・教育活動の推進	(1) 啓発活動の推進 (2) 人権教育の推進
2 人権相談体制の充実	(1) 相談体制の充実 (2) 各機関との連携の強化

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
啓発・教育活動の推進	地域人権啓発活動活性化事業 =認定こども園や各学校で人権啓発活動を実施		実施			
人権相談体制の充実	特設人権心配ごと相談所の開設 =特設人権心配ごと相談所の開設による相談活動の充実	実施	継続	→	→	→

第2節 男女共同参画社会の推進

基本方針

地域・家庭・学校・職場といった、社会のあらゆる分野において、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる、いきいきと活動できる社会の実現に努めます。

基本計画（施策の体系）

1 男女平等の意識づくりの推進	(1) 固定的役割分担意識のは是正 (2) 男女平等教育の推進
2 男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の推進 (2) あらゆる分野への男女共同参画 (3) 相談・支援体制の充実
3 男女対等な社会づくりの推進	(1) 「ワーク・ライフ・バランス」の実現

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
男女平等の意識づくりの推進	男女共同参画の推進 = 苫前町男女共同参画基本計画に基づき、学習機会の充実や各種審議会等への女性登用を推進	実施	継続	→	→	→
男女共同参画の推進	男女共同参画の推進 = 再掲	実施	継続	→	→	→

第3節 協働によるまちづくり

基本方針

町民と行政が相互理解を深めながら、町民参画の機会や協働でまちづくりを推進する仕組みづくりや場づくりに努めるとともに「第2期苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく、人口減少の克服と地方創生の推進を図ります。

基本計画（施策の体系）

1 町民参画の仕組みづくり	(1) 町民参加機会の拡充 (2) 情報提供の充実
2 協働の担い手の育成	(1) 協働の担い手の育成
3 定住・移住の促進とU・Iターン希望者への支援	(1) 定住・移住とU・Iターン希望者への受入れ支援

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
町民参画の仕組みづくり	まちづくり基本条例の推進 = 「まちづくりに関する情報の共有」と「まちづくりへの町民参加」の推進 = まちづくり懇談会等の開催、パブリックコメントの実施	実施	継続	→	→	→
	生き活き町出前講座 = 町民とまちづくりに関する情報を共有し相互理解を深めることを目的に実施	実施	継続	→	→	→
	地域担当職員配置制度 = 町職員を地域担当職員として各地域に配置し、身近な窓口として地域の声にきめ細やかに対応	実施	継続	→	→	→
	広報紙の発行 = 毎月1回広報「とままえ」を発行し、町民に身近で分かりやすい行政情報を提供	実施	継続	→	→	→
	2021年版町勢要覧印刷業務委託 = 平成24年3月以来10年ぶりに町勢要覧を全面改訂	実施				

町民参画の仕組みづくり	町ホームページ更改業務委託 =平成23年4月以来の全面更改	実施				
	政策・予算説明概要書の発行 =総合振興計画に基づいたまちづくりの進捗状況と予算の使われ方などを分かりやすく説明	実施	継続	→	→	→
	議会中継システム賃借料 =中継システムの機能強化とサービス向上のため、映像配信機器を賃借	実施	継続	→	→	→
定住・移住の促進とU・Iターン希望者への支援	第2期苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略 =人口減少の克服と将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指す =計画期間：令和3年度～令和7年度	実施	継続	→	→	→
	地域おこし協力隊の募集 =地域の活性化と若者定住化の促進に向けて協力隊員を募集	実施	継続	→	→	→
	結婚祝金交付事業 =結婚された方に結婚祝金を交付	実施	継続	→	→	→
	結婚新生活支援事業費補助金 =婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、住居費、引越し及びリフォーム費用の一部を助成	実施	拡充	継続	→	→
	とままえ交流事業実行委員会運営補助金 =出会いの場の提供により、若者が地域に留まる仕組みづくりを構築	実施	継続	→	→	→
	北海道移住促進協議会負担金 =道内への移住交流等の促進に係る周知活動や情報収集等の実施	実施	継続	→	→	→
	留萌中部振興協議会広域連携事業 =留萌中部3町村が連携して関係人口の創出に向けたPR活動に取り組む	実施	継続			

第4節 地域コミュニティ・地域間交流の推進

基本方針

地域の活性化を図るために、町内会加入率の向上に努めるとともに、町内活動の支援や活動環境の充実に努めます。また、地域間交流はもとより、多文化の共生を目指した交流機会の創出に努めます。

基本計画（施策の体系）

1 コミュニティ意識の啓発	(1) コミュニティ意識の高揚 (2) ボランティア活動への支援 (3) 地域コミュニティの場としての公共施設の活用
---------------	--

2 町内会活動の活性化の促進	(1) 町内会加入率の向上 (2) 町内会活動への支援
3 広域交流の充実	(1) 友好都市との交流促進 (2) ふるさと会との交流促進 (3) 国内交流の充実
4 多文化共生の推進	(1) 交流機会の推進 (2) 国際的な人材の育成

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
コミュニティ意識の啓発	地域集会施設維持補助（交付）金 ＝地域集会施設の管理運営に対する支援	実施	継続	→	→	→
	地域集会施設改修補助金 ＝老朽化に対応した施設の改修などに対する支援		実施	継続	→	→
	コミュニティ助成事業補助金 ＝コミュニティ活動の醸成のための物品購入に対する助成 ＝令和3年度：パラソル・テーブル・イスセット16組、LED照明器一式		実施			
町内会活動の活性化の促進	苦前町町内会連合会補助金 ＝住民が主体となって行うまちづくり活動の実施や地域での絆づくりなどを目的とした町内会活動に対する支援	実施	継続	→	→	→
	住民同士がふれあえる機会の拡充 ＝各世代が交流できる地域イベントや祭りなどの開催団体に補助金を交付 ＝令和3年度：開催事業なし	中止	実施	継続	→	→
広域交流の充実	東京苦前会の会員募集 ＝ふるさと苦前町の振興・発展に寄与することを目的として平成30年8月に発足	実施	継続	→	→	→
	札幌苦前会（仮称）の設立準備 ＝ふるさと苦前の応援団となってもらえるよう、苦前町出身者等で構成する札幌苦前会（仮称）の設立準備	実施	継続			
多文化共生の推進	国際情勢理解教育などの実践 ＝英語指導助手や民間交流団体との連携による外国語教育や国際情勢理解教育の実践	実施	継続	→	→	→

第5節 スポーツ・芸術・文化活動の推進

基本方針

町民一人ひとりが生涯にわたり学習できる環境を整えるとともに、学んだ成果をまちづくりに活かす仕組みづくりを進めます。また、芸術や文化に親しむ機会の提供や、

町民の自主的な活動を支援します。

子どもから高齢者まですべての世代が心身ともに健康で暮らすことができるよう、スポーツに親しむ機会の創出に努めます。

基本計画（施策の体系）

1 スポーツ活動の充実	(1) スポーツ活動の推進 (2) 指導者・リーダーの発掘・育成
2 芸術・文化活動の充実	(1) 芸術・文化活動の支援 (2) 歴史・文化の保存と継承
3 多様な学習機会の提供	(1) 学習内容の充実 (2) 学習効果の活用 (3) 学習環境の整備

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
スポーツ活動の充実	スポーツ大会・体験事業等の実施 ＝町民ソフトボール大会 ＝フットサルフェスティバル ＝ニュースポーツ体験事業	実施	継続	→	→	→
	水泳教室・スポーツ教室等の実施 ＝水泳の初步的な技術から本格的な技術までの習得機会の提供 ＝体育協会加盟団体等の協力による各種スポーツ教室の開催	実施	継続	→	→	→
	健康づくり教室の実施 ＝運動の生活化による住民の健康増進の機会の提供		実施			
	体育協会補助金 ＝協会の活性化と自主運営のための指導助言のほか、活動経費の一部を補助	実施	継続	→	→	→
	スポーツ大会等参加補助金 ＝少年団活動の活性化のため全道大会への出場費の一部を補助	実施	継続	→	→	→
	B & G事業参加者補助金 ＝少年団活動の活性化のためB&Gスポーツ大会等への参加経費を助成	実施	継続	→	→	→
芸術・文化活動の充実	文化協会補助金 ＝各団体の活性化と自主運営のための指導助言のほか、活動経費の一部を補助	実施	継続	→	→	→
	舞台芸術サポートーズの活動支援 ＝芸術家招へいに要する活動経費の一部を補助	実施	継続	→	→	→
	町民参加型舞台の制作への支援 ＝町民が参画して舞台芸術を制作する取組への支援	実施	継続	→	→	→

芸術・文化活動の充実	児童生徒向け芸術鑑賞事業の実施 =豊かな感性と情操を育むため小中学生に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供	実施	継続	→	→	→
	一般向け舞台芸術鑑賞事業の実施 =地域住民が芸術文化に触れ、身近に親しむことができる機会の提供	実施	継続	→	→	→
	読書感想文コンクールの実施 =本の良さや読書の楽しさを伝えるとともに、自己の考えを表現する機会の提供	実施	継続	→	→	→
	小中学校書道美術展の実施 =小中学生の学習成果の発表の場としてのコンクール及び巡回展示の実施	実施	継続	→	→	→
	公民館フェスティバルの実施 =住民の文化活動の成果発表の場として展示部門と舞台部門を実施 =桑名市長島町の文化作品の交換展示の実施	実施	継続	→	→	→
	ロビー展の実施 =苦前町公民館ロビーを活用した巡回展及び個人・団体の作品展の実施	実施	継続	→	→	→
	郷土史研究会補助金 =運営に関する指導助言のほか、活動経費の一部を補助	実施	継続	→	→	→
	くま獅子保存会補助金 =運営に関する指導助言のほか、活動経費の一部を補助	実施	継続	→	→	→
	豊饒太鼓大鼓修繕補助金 =苦前町豊饒太鼓保存会所有の太鼓の補修に要する費用を補助		実施			
	北海道子どもかるた大会出場事業補助金 =全道大会出場経費の一部を補助	実施	継続	→	→	→
多様な学習機会の提供	埋蔵文化財の管理 =埋蔵文化財の適正管理、展示と考古資料を活用した学習・研究活動の推進	実施	継続	→	→	→
	資料館特別展の実施 =道内の博物館等の協力による特別展の実施 =道指定有形文化財「木造十一面観音立像」の公開を4年に1回実施	実施	継続	→	→	→
	凧あげ大会実行委員会補助金 =運営に関する指導助言のほか、活動経費の一部を補助	中止	実施	継続	→	→
	第9次苦前町社会教育中期計画 =計画的な事業推進を図るための基本的な方向性や施策を取りまとめた計画の推進 =計画期間:令和3年度～令和7年度	実施	継続	→	→	→

多様な学習 機会の提供	公民館講座の実施 =町民に趣味や教養など様々な学習機会の提供	実施	継続	→	→	→
	生涯学習推進アドバイザー設置事業 =町民ニーズに合わせた学びの場の提供や人とのつながりをコーディネートするアドバイザー1名を公民館に配置	実施	継続	→	→	→
	第3次苦前町子どもの読書活動推進計画 =学校・家庭・地域・関係機関が連携し、子どもたちの読書環境の整備を推進 =計画期間:令和3年度～令和7年度	実施	継続	→	→	→
	新刊図書・AV資料等の購入 =利用者のリクエストに応えた定期的な新刊図書等の購入	実施	継続	→	→	→
	「あったかだっこ★すきすき絵本」の実施 =乳幼児健診時を活用したブックスタート事業の実施	実施	継続	→	→	→
	「本とあそぼう」の実施 =幼児と親を対象とした絵本の読み聞かせや設定遊びなどを通じた読書普及活動の実施	実施	継続	→	→	→
	図書室フェスティバルの実施 =図書展やおはなし会、除籍図書・雑誌の無料提供など図書室活動のPRを実施	実施	継続	→	→	→
	相互貸借の実施 =道立図書館や他の図書館との相互貸借の実施	実施	継続	→	→	→
	公民館機械室他給排水管取替工事 =冷却塔に給水する配管等の給排水管の取替 公民館蓄電池取替工事 =非常用発電機の起動用バッテリー蓄電池の取替	実施				
	公民館ピット内給油管取替工事 =機械室下ピット内の給油管の取替		実施			
	公民館用会議用テーブル購入 =老朽化等のため計画的に更新 =令和3年度:長机20台 =令和4年度:長机16台	実施	継続			
	社会体育施設環境整備事業 =コロナ禍により減少している運動機会を回復するため屋外スポーツ活動を推進するに当たり、環境整備に必要となる自走式草刈機2台を購入	実施				

多様な学習 機会の提供	郷土資料館収蔵庫解体工事 =収蔵庫外壁のモルタル劣化に伴う収蔵 庫の解体	実施				
	郷土資料館改修工事調査委託料 =改修箇所の把握のための調査や図面の 作成などを実施		実施			
	B & G海洋センタープール防水等改 修工事 =漏水のため令和2年度から休止している プールの防水改修	実施				
	B & G海洋センター空調設備設置工 事 =故障により稼働していない換気空調設 備の取替		実施			
	苦前三角点スキー場ロッジ改築事業 =苦前町福祉センター廃止後の跡地利用 に加え、住民による花畠づくり等への供 用など冬期利用を超えた通年施設として の活用を目的としたロッジの改築	実施				
	三角点スキー場用備品購入 =ロッジの改築に伴い、アルミ製スキーラッ ク3台・単管及びネット一式を購入	実施				
	古丹別緑ヶ丘スキー場用備品購入 =経年劣化によるリフト部品等(ロープジョ イント搬器金具等一式)の更新	実施	継続			

第4章 活気あふれるにぎわいのまちづくり

第1節 農業の振興

基本方針

生産性の向上や農畜産物の付加価値化、GPSを活用したスマート農業を含めた技術の高度化による安定した農業経営の確立をはじめ、農業の生産基盤の整備を進め、農地の保全に努めるとともに、担い手・団体の育成や農畜産物の消費拡大に加え、農産物や加工品のブランド化を推進し、農村地域の活性化を図ります。

基本計画（施策の体系）

1 魅力ある産地づくりの推進	(1) 地域農産物のブランド化 (2) 地産地消の推進 (3) 苫前ブランド・6次産業化の確立
2 農業経営の向上	(1) スマート農業の確立 (2) 経営体の支援 (3) コントラクターや酪農ヘルパーの利用促進 (4) 有害鳥獣による被害防止対策
3 担い手の育成と労働力の確保	(1) 担い手の育成 (2) 新規就農者の確保 (3) 労働力の確保
4 農地の保全・担い手への集積	(1) 優良農地の保全 (2) 担い手への農地集積 (3) 農業用水の確保
5 町営牧場の効率的な運営	(1) 町営牧場の効率的な管理運営

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
魅力ある産地づくりの推進	第6期苫前町農業振興計画 =農業者所得の向上及び持続可能な農業の実現を図る =計画期間：令和4年度～令和9年度	実施	継続	→	→	→
	第5期苫前町農業振興計画 =計画期間：平成29年度～令和3年度					
	農産物や加工品のブランド化の推進 =農産物や加工品のブランド化を推進し、魅力ある地域資源の情報発信を強化	実施	継続	→	→	→
地元特産品等販路拡大イベント業務委託	地元特産品等販路拡大イベント業務委託 =地元特産品の販路拡大に加え、ふるさと納税の取組を戦略的に実施 =プロ野球を媒体としたイベントを開催し町や特産品のプロモーションを展開	実施	継続			

魅力ある産地づくりの推進	とままえ米消費拡大事業業務委託 =新型コロナウイルス感染拡大による主食用米の消費低迷に対応した、在庫の滞留解消及びコロナ後の販路拡大	実施	継続			
	農業支援対策事業補助金 =産地づくり対策(施肥施用促進、排水改善促進、環境保全)に対する助成	実施	継続	→	→	→
農業経営の向上	スマート農業の普及推進 =農地Wi-Fiの整備などを検討し、これまでに導入してきた機器(自動操舵トラクター・走行アシスト田植機・ハウスの自動換気システムなど)の利便性の向上や通信の安定を図り、町内全域において対応機器を導入できるよう推進	実施	継続	→	→	→
	RTK基地局整備事業補助金 =スマート農業の普及推進の根幹設備であるRTK基地局の整備に要するリース料に対して補助	実施	継続	→	→	→
	優良乳用後継牛確保促進事業補助金 =生乳価格や個体販売価格が下落し乳量制限をしている時期に、コロナ禍終息後の経営安定化のため乳牛改良を促進		実施			
	農地情報管理システム保守点検業務委託 =農地流動化の迅速な手続に必要な支援のため、農家台帳システム及び農地地図システムを運用	実施	継続	→	→	→
	苦前町農業振興地域整備計画図書作成業務委託 =農業振興地域整備計画の5年毎の見直しに伴うGISデータの更新と計画変更	実施				
	農業経営基盤強化資金利子補給補助金 =農業経営基盤強化資金の未償還貸付残高に関わる利子相当分の利子補給	実施	継続	→	→	→
	畜産経営維持緊急支援資金利子補給補助金 =畜産経営維持緊急支援資金の未償還貸付残高に関わる利子相当分の利子補給	実施	継続	→	→	→
	経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 =生産費を下回る作物販売価格の支援と農業経営の安定を目的とした麦・大豆等への作付転換の促進	実施	継続	→	→	→
	中留萌酪農ヘルパー利用組合補助金 =留萌中部3町村共同による酪農ヘルパー3名の配置に係る助成	実施	継続	→	→	→

農業経営の向上	苫前町鳥獣被害防止計画等の推進 =同計画に基づく被害防止対策の推進	実施	継続	→	→	→
	有害鳥獣駆除事業 =有害鳥獣の駆除、駆除した鳥獣の廃棄物処理等の実施	実施	継続	→	→	→
	新規銃猟免許取得費補助金 新規銃猟免許取得者銃器等購入費補助金 =エゾシカ駆除活動の担い手育成のため、銃猟免許取得及び銃器等購入に対して助成	実施	継続	→	→	→
担い手の育成と労働力の確保	農業次世代人材投資事業補助金 =新規就農者に対する補助金の交付	実施	継続			
	新規就農者対策事業補助金 =新規就農予定者を農業実習生として受け入れしようとする農家に対する支援	実施	継続	→	→	→
	畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) =粗飼料の安定生産と品質向上の促進に向けた草地整備	実施	継続	→		
	苫前町酪農組合補助金 =酪農振興に係る活動や乳牛検定事業などに対する助成	実施	継続	→	→	→
	苫前町家畜畜産物自衛防疫組合補助金 =家畜防疫や情報交換活動に対する助成	実施	継続	→	→	→
農地の保全・担い手への集積	苫前ダムの豪雨災害における防災・減災対策の推進 =「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、「古丹別川水系治水協定」が国、北海道及び土地改良区との間で締結 =この治水協定により、苫前ダムにおいて、既存設備で実施可能な範囲での洪水調節機能が発揮される	実施	継続	→	→	→
	苫前ダム管理機器類の適正な管理運営 =国営施設応急対策事業による管理機器類の施設整備が令和2年度で完了 =より安定的な農業用水の確保を図るため、施設の適正な維持管理を実施	実施	継続	→	→	→
	苫前地区国営かんがい施設管理事業 =苫前ダムなどに係る施設の管理や保守点検	実施	継続	→	→	→

農地の保全 ・担い手への集積	水利施設管理強化事業補助金 =農業水利施設における多面的機能の適正な発揮を図ることを目的とした土地改良区への助成(令和4年度から)	実施	継続	→	→	→
	北海道多面的機能支払交付金 =自然循環機能を維持・増進することを目的とした活動支援組織に対する交付金	実施	継続	→	→	→
	中山間地域等直接支払交付金 =耕作放棄地の発生を防ぐことを目的とした農業集落に対する交付金	実施	継続	→	→	→
	環境保全型農業直接支援対策事業補助金 =環境保全に資する営農取組に対する交付金	実施	継続	→	→	→
	農村地域防災減災事業負担金 =農業生産の維持や農業経営の安定等を目的とした災害に強い農村づくりの推進 =北長島地区:令和3年度～令和6年度 =八線沢溜池地区:令和4年度～令和6年度	実施	継続	→	→	
	車両購入 =令和3年度:SUV型中古自動車1台(更新) =令和4年度:軽トラック1台	実施	実施			
	町営牧場の効率的な運営 =公の施設のサービスの向上と事業運営の効率化のため、指定管理者制度を適用	実施	継続	→	→	→

第2節 林業の振興

基本方針

森林の健全な育成を促進するとともに、林業経営の安定化(合理化)と担い手の育成に努めます。

また、森林環境譲与税の創設に伴い譲与税を適切に活用し、森林所有者が将来にわたり安定した森林整備に取り組めるよう関係機関と連携を図りながら、森林整備を推進します。

基本計画（施策の体系）

1 森林の健全な育成	(1) 適正な森林管理の促進 (2) カラマツや間伐材の需要拡大 (3) 留萌産トドマツ材の販路拡大 (4) 公益的機能の啓発
2 林業経営の安定化（合理化）と担い手の確保	(1) 林業経営の安定化（合理化） (2) 担い手の確保

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
森林の健全な育成	針葉樹林から広葉樹林への転換 =森林の有する多面的機能(山地災害防止機能・雨水の貯留機能・藻場再生機能等)をより発揮できる森づくりの推進	実施	継続	→	→	→
	森林・山村多面的機能発揮対策負担金 =森林保全管理活動等に取り組む活動組織に対し支援		実施	継続	→	→
	植樹祭の実施 =森林の持つ機能や効果についての理解促進を図る	実施	継続	→	→	→
	森林管理システム保守業務委託 =森林の土地所有者や林地の境界に関する情報を整備・公表する林地台帳制度に対応するため、管理システムを運用	実施	継続	→	→	→
	森林環境譲与税基金の適正管理 =森林環境譲与税基金の適切な活用と譲与税の管理	実施	継続	→	→	→
	苦前町私有林等整備事業補助金 =森林環境譲与税を活用し、森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林整備の推進に係る経費の一部を補助	実施	継続	→	→	→
	公共施設等木質化事業 =森林環境譲与税を活用して公共施設等の木質化を図るための事業を実施	実施	継続	→	→	→
	るもい森林認証協議会負担金 =森林の適正管理や町産木材の利活用を目指して取得するFM認証(森林管理)費用を助成 =「緑の循環認証会議(SGEC:エスジェック)」の認証取得(令和4年6月予定)により森林の付加価値向上を図る	実施	継続	→	→	→
	造林機械導入事業補助金 =留萌中部森林組合において導入する造林機械の経費の一部を補助		実施			
林業経営の安定化(合理化)と担い手の確保	民有林振興普及指導事業補助金 =留萌中部森林組合が実施する森林整備計画に基づく民有林の造林や施業指導などに係る経費の一部を補助	実施	継続	→	→	→
	民有林整備担い手対策推進事業補助金 =留萌中部森林組合における新規職員1名の採用に係る経費の一部を補助		実施	継続	→	→

第3節 漁業の振興

基本方針

生産性や生産者価格の向上による安定した漁業経営の確立をはじめ、漁業生産の拡大や漁港・漁場など生産基盤の整備に努めるとともに、担い手や漁業団体の育成、水産物の消費者や販路の拡大、水産加工業の振興を図ります。

第3種苫前漁港の整備については、国の直轄事業として重要な漁港に位置付けられており、苫前漁港の振興発展のために、今後とも関係機関と連携をとりながら、漁港の整備を継続します。

基本計画（施策の体系）

1 安定した漁業経営の確立	(1) 生産性・生産者価格の向上
2 漁業資源の回復に向けた取組	(1) 資源管理体制の確立 (2) つくり育てる漁業の推進
3 生産基盤の整備	(1) 漁港・漁場・漁業関連施設の整備
4 担い手の育成と労働力の確保	(1) 担い手の育成 (2) 新規着業者の確保 (3) 労働力の確保
5 水産物の消費と販路の拡大	(1) 地産地消の推進と販路の拡大
6 水産加工業の振興	(1) 苫前ブランド・6次産業化の確立
7 漁村地域の活性化と環境保全	(1) 漁村空間の活性化

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
安定した漁業経営の確立	スマート水産業の取組 =省力化・効率化による労働生産性の向上や資源管理対象魚の水揚量報告(TA C制度)及び輸出促進に必要な漁港・市場におけるトレーサビリティシステムの導入に向けた取組の推進	実施	継続	→	→	→
	苫前漁港 I C T 水質監視事業補助金 =苫前漁港ホタテ養殖港区のICT観測ブイの設置に係る経費の一部を補助		実施			
	水産物の付加価値向上に向けた取組の推進 =町内水産物の他産地との差別化を図るため、活締め・急速冷凍などの鮮度保持技術を活用した取組やブランド化・商品開発等による取組を推進	実施	継続	→	→	→
	漁業近代化資金利子補給補助金 =漁業近代化助成法に基づく漁業近代化資金を貸し付ける融資機関への利子補給	実施	継続	→	→	→

漁業資源の回復に向けた取組	つくり育てる漁業の推進 =安定的な種苗生産放流の推進と漁港泊地などの増養殖の実現にむけ、施設整備を含めた調査・検討 =苦前いさり部会ミズダコ樽流し漁での「漁業改善プロジェクト(FIP)」における資源量分析や出漁期間制限による資源管理の実施に対し、関係機関と連携して支援	実施	継続	→	→	→
	なまこ人工種苗管理事業補助金 =なまこ人工種苗放流後の生育場の確保に対する助成					
	磯根資源づくり事業補助金 磯根資源管理事業補助金 =ウニの種苗購入、ウニの放流に伴う害敵駆除や調査活動に係る費用の一部を補助	実施	継続	→	→	→
生産基盤の整備	苦前漁港将来ビジョン策定業務委託 =施設の老朽化や排水対策、漁業者の労働力不足や資源減少によるつくり育てる漁業の推進など、将来の漁港の開発や利用及び保全について将来ビジョンを策定(令和3年度) 苦前漁港将来ビジョン実施計画策定業務委託 =将来ビジョン基本方針に基づき、より具体的な施設整備について実施計画を策定(令和4年度)	実施	実施			
	直轄特定漁港漁場整備事業（苦前漁港） =ホタテ貝の畜養機能確保、係留施設不足による混雑解消と港内静穏度の向上、漁業活動の効率化と安全性の向上 =事業期間：平成28年度～令和7年度	実施	継続	→	→	→
	農山漁村地域整備交付金事業（力屋漁港） =港内及び航路の静穏度の向上、漁業活動の安全性の確保 =事業期間：平成30年度～	実施	継続	→	→	→
担い手の育成と労働力の確保	苦前町新規漁業就業者支援事業助成金 =持続可能な足腰の強い漁業を推進するため、担い手の確保と育成を支援	実施	継続	→	→	→
	苦前救難所補助金 =救難所員の救助技術の向上のため、救難所の活動経費の一部を補助	実施	継続	→	→	→

水産物の消費と販路の拡大	水産物等販売促進高付加価値事業 =新型コロナウイルス感染拡大に伴う町内水産物等の新たな販路の拡大や付加価値の向上を図るため、急速冷凍機「3Dフリーザー」を購入	実施				
	地域との連携による地場産品PR =道内各地域と連携したイベントによる地場産品のPRやふるさと納税返礼品への活用など消費・販路拡大の推進		実施	継続	→	→
水産加工業の振興	地域との連携による地場産品PR =再掲	実施	継続	→	→	→
漁村地域の活性化と環境保全	エビ籠オーナー㏌苦前実行委員会補助金 =本町近海で獲れるエビのPRイベントの開催に伴う実行委員会の活動運営に対する助成	中止	実施	継続	→	→
	漁港利用適正化推進指導事業 =苦前漁港開放施設におけるプレジャーボートの適正利用を目的とした利用状況の監視	実施	継続	→	→	→
	海岸漂着物処理機械借上料 =漁港海岸に漂着した漂着物を処理する際の機械借上料	実施	継続	→	→	→

第4節 商業・工業の振興

基本方針

地域の商業者が、消費者ニーズを的確に把握し、地域特性を活かした商業振興を図ることができるよう支援します。工業については、生産性の向上や経営基盤の強化を図り、雇用の拡大や収益の増大をめざし、新たな企業誘致に取り組みます。

基本計画（施策の体系）

1 商工業の活性化	(1) 商工会との連携強化 (2) 中小企業の支援 (3) 販路の拡大 (4) 魅力ある商店街の形成 (5) 人材の育成 (6) 苦前ブランド・6次産業化の確立
2 企業誘致の推進	(1) 企業誘致の推進

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
商工業の活性化	苫前町商工会補助金 =商工会が実施する経営改善普及事業などに対する助成 =買い物スタンプラリーなどの賑わい創出事業への補助や販路拡大に対する活動支援	実施	継続	→	→	→
	苫前町中小企業振興資金利子補給補助金 =金融機関からの融資(設備投資など)に対する利子補給	実施	継続	→	→	→
	苫前町中小企業特別融資貸付金 =1企業500万円を限度とした融資貸付金	実施	継続	→	→	→
	苫前町中小・小規模事業者持続的発展事業補助金 =持続的発展のために販路開拓等経営改善に取り組む事業に対して支援	実施	継続			
	苫前町プレミアム地域振興券発行事業補助金 =町内の販売意欲の喚起と地元企業の販売力強化に加え、地元経済の発展を目的とした商品券の発行事業に対する助成	実施	継続	→	→	→
	苫前町地域応援券発行事業 =コロナ禍の影響を受けた地域経済や住民生活を支援し、地域の飲食店等を応援するため、地域応援券を発行	実施	継続			
	商店街元気づくり助成金 =既存商店の形態維持や消費者の利便性に配慮した商業用店舗の開設やリフォーム等に対する助成	実施	継続	→	→	→
	苫前ブランド・6次産業化チャレンジ支援事業補助金 =苫前ブランドや6次産業化の確立のため、新たな特產品の研究開発等の事業に取り組む生産者や事業者を支援	実施	継続	→	→	→
企業誘致の推進	生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の推進 =計画に適合する先端設備等導入計画を策定した事業者に対し、固定資産税の免除等により支援 =計画年度:平成30年度～令和4年度	実施	継続			
	苫前町企業等立地促進条例の推進 =固定資産税の減免や雇用奨励金の実施により、経済振興を目的として企業立地を推進	実施	継続	→	→	→

第5節 観光の振興

基本方針

観光プロモーションの推進など誘致宣伝活動の強化を図るとともに、「風のまち」としての観光客の受入体制や観光資源の充実に加え、総合的な観光振興ビジョンの推進に努めます。

基本計画（施策の体系）

1 観光振興の取り組み	(1) 苫前町観光ビジョンの推進 (2) インバウンドを含めた観光客の誘致 (3) 「シティプロモーション」の活用 (4) とままえらしいイベントの推進 (5) おもてなしの推進 (6) 観光環境と観光振興体制の整備
-------------	---

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
観光振興の取り組み	苫前町観光ビジョン =観光施設や観光資源を活用した集客の創出に加え、地域ブランドの再構築と戦略的な発信を目的とした観光ビジョンの推進	実施	継続	→	→	→
	苫前ブランドの推進 =「苫前町の宝」を含めた苫前の魅力発信と特産品開発支援による苫前ブランドの推進	実施	継続	→	→	→
	インバウンドを含めた観光客の誘致 =観光資源の整備発信に加え、インバウンドを含めた交流人口と観光客の誘致促進に向けた取組	実施	継続	→	→	→
	文化・スポーツ合宿誘致事業補助金 =町内で合宿を行う町外の文化・スポーツ系の団体に対し、宿泊費用の一部を補助	実施	継続	→	→	→
	苫前町観光協会補助金 =観光事業の振興発展のため活動経費について補助金を交付 =北の恵み食べマルシェなどへの参加により特産品販売等を通じてPR活動を実施	実施	継続	→	→	→
	公認キャラクター「くまだとまお」の活用 =地方創生に向けた情報発信やプロモーション活動により、町の魅力やまちを知つていただききっかけづくりを展開	実施	継続	→	→	→

観光振興の取り組み	北海道風車まつり実行委員会補助金 =町内の風車と特産品とを連動させたイベントの開催に対する活動運営費の助成	中止	中止	実施	継続	→
	道の駅「風Wとままえ」の拡充・食のブランド化の実践 =道の駅「風Wとままえ」において特産品のPR販売を実施 =令和4年度に新たに物販棟を増築し販売体制を強化	実施	継続	→	→	→
	シーフロントパーク等管理業務委託 =オートキャンプ場・ホワイトビーチ・ハマナス公園などの維持管理	実施	継続	→	→	→
	ホワイトビーチ監視業務委託 =海水浴場の利用の安全を考慮し、有資格者であるライフセーバー1名を配置 =令和3年度：コロナ禍による海水浴場閉鎖に伴い中止	中止	実施	継続	→	→
	三毛別熊事件現場管理業務委託 =施設の充実と効率的な維持管理	実施	継続	→	→	→
	熊モニュメント改修工事 =アーチ看板の更新と熊本体の改修	実施				
	夕陽ヶ丘未来港公園改修工事 =令和3年度：膜屋根の張替 =令和4年度：公園内庭園灯18基及び駐車場照明器具2基の取替	実施	継続			
	夕陽ヶ丘オートキャンプ場改修工事 =男子トイレの洗浄付洋式化(4台)と管理棟屋根の塗装	実施				
	夕陽ヶ丘オートキャンプ場用備品購入 =コイン式乾燥機3台の更新	実施				
	ホワイトビーチ改修工事 =ホワイトビーチ売店棟屋根の塗装	実施				
	ホワイトビーチ用備品購入 =令和3年度：ココカピウ厨房設置の業務用電子レンジ1台の更新 =令和4年度：ココカピウ厨房設置の冷凍冷蔵庫1台の更新	実施	継続			
	新日本海地域交流センター指定管理料 =公の施設のサービスの向上のため指定管理者制度を適用	実施	継続	→	→	→

観光振興の取り組み	新日本海地域交流センター大規模改修工事 =宿泊機能の改善、道の駅サービスの拡充を図る 新日本海地域交流センター物販棟増築工事 =道の駅サービス及び特産品販売の拡充を図る		実施			
	新日本海地域交流センター支援金 =コロナ禍による減収に対する経営支援	実施				
	ななかまどの館指定管理料 =公の施設のサービスの向上のため指定管理者制度を適用	実施	継続	→	→	→
	ななかまどの館改修工事 =客室クロス16室及び玄関前ロビー床シートの貼替 ななかまどの館空調整備工事 =厨房内の空調管理のためパッケージエアコンを設置		実施			
	ななかまどの館備品購入 =令和3年度:ロビー用ソファー4台、灯油タンク2台、テレビ13台の更新 =令和4年度:厨房用冷凍冷蔵庫1台、客室ベッドマットレス17個の更新	実施	継続			
	いやしふれあい助成事業補助金 =観光宿泊施設の閑散期対策として、高齢者等を対象に宿泊料を助成	実施	継続	→	→	→

第6節 雇用の促進と勤労者支援

基本方針

雇用機会を確保し、地元雇用の促進を図るとともに、若年層や女性などへの就業支援に努めるとともに、町雇用対策協議会を通じて、農業及び漁業をはじめ商工業も含めた労働力の確保に向けた受入体制の整備を推進します。

基本計画（施策の体系）

1 雇用安定の促進	(1) 地元雇用の促進 (2) 求職活動の支援 (3) 助成制度の周知 (4) 労働力確保のための受入れ体制の整備
2 勤労者支援の推進	(1) コミュニティビジネスの支援 (2) 勤労者福祉の向上

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
雇用安定の促進	苫前町雇用対策協議会 =職種間における労働力の融通や外国人技能実習生の受入支援の環境整備などの検討	実施	継続	→	→	→
	若年者雇用促進助成金 =農業・漁業・商工業などに従事する若年者を雇用した事業主に対し、雇用に要する費用の一部を助成	実施	継続	→	→	→
	一次産業就労支援共同住宅建設事業 =農業者及び漁業者の労働力確保に向けた就労支援共同住宅の整備支援	実施	継続	→	→	→
	労働者就労前健康診断業務委託 =季節移動労働者に対する就労前健康診断料の助成	実施	継続	→	→	→
	オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会負担金 =季節労働者の通年雇用促進を図ることを目的とした協議会の活動に対して助成	実施	継続	→	→	→
	留萌地方人材開発センター運営協会負担金 =職業訓練や資格取得の受験準備講座などをを行うセンター事業に対して助成	実施	継続	→	→	→
勤労者支援の推進	生活関連サービス業の創出やコミュニティビジネスなどの支援 =生活関連サービス業やコミュニティビジネスの創出に向けた支援	実施	継続	→	→	→
	留萌管内町村勤労者共済会負担金 =勤労者の共済事業(共済福利厚生や慶弔共済給付など)に対して助成	実施	継続	→	→	→

第5章 利便性の高い快適空間のまちづくり

第1節 地域特性に即したまちづくりの推進

基本方針

限られた資源である土地は、町民の生活や生産の基盤であることから、長期的視野に立って自然環境の調和の取れた土地利用を進めます。併せて、苦前町らしい、地域の特色を活かした景観の保全・活用や特色あるまちなみ景観の形成に努めます。

基本計画（施策の体系）

1 適切な土地利用の推進	(1) 計画的な土地利用
2 地域の特徴に合ったまちづくりの推進	(1) 協働によるまちづくりの推進 (2) 自然環境の保全と調和
3 景観の保全・活用	(1) 歴史的景観の保全・活用
4 特色あるまちなみ景観の形成	(1) 景観形成に関する意識の醸成 (2) 公共施設や公的空間の修景・整備

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
適切な土地利用の推進	土地利用構想に基づく計画的な土地利用 =自然環境と秩序あるまちの発展をめざした土地利用の推進	実施	継続	→	→	→
景観の保全・活用	海岸漂着流木等処理業務委託 =ホワイトビーチ周辺部における海岸漂着流木の処理	実施	継続	→	→	→
	クリーンアップ日本海の実施 =苦前町内海岸一円における環境美化活動	実施	継続	→	→	→

第2節 道路網の整備

基本方針

より安全で快適な道路を利用できるよう、国・道道については、整備促進を要望し、町道については、幹線道路の整備を図ります。また、生活道路や橋りょうの適切な維持修繕に努めます。

基本計画（施策の体系）

1 幹線道路の整備	(1) 広域幹線道路の整備 (2) その他幹線道路の整備
-----------	---------------------------------

2 生活道路の整備	(1) 町道の整備 (2) 歩道の整備 (3) 安全な通学路の確保 (4) 計画的な維持修繕と長寿命化の推進
3 道路環境の整備	(1) 快適な道路環境の整備 (2) 人にやさしい道路づくりの推進 (3) 除排雪体制の確立 (4) 古丹別地区流雪溝の適正管理

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
幹線道路の整備	留萌中部三町村国道232号整備促進期成会 =留萌中部3町村で連携し、国道232号の整備促進のため関係機関への陳情等を実施	実施	継続	→	→	→
	国道239号霧立防災事業の整備促進 =平成24年に発生した大規模な地すべりを受け、トンネル工事1か所が令和4年度開通 =残る2か所のトンネル工事を含めた全体事業は、約10年に及ぶことから、早期完成に向けた要望活動を実施	実施	継続	→	→	→
	国道232号強靭化（防災・交通安全等）対策事業の整備促進 =力畠（法面）、上平・豊浦（越波）を含め、厳しい気象事情（越波・吹雪等）を勘案した強靭化対策の早期完成に向けた要望活動の実施	実施	継続	→	→	→
	道道苫前小平線の整備促進 =農産物流通ルートと緊急災害時における国道バイパスの役割を担う路線として新規着手に向けた要望活動の実施	実施	継続	→	→	→
	道道上遠別霧立線の整備促進 =国道の補完路線として、休止している幹線道路の再着工に向けた要望活動の実施	実施	継続	→	→	→
	道道力畠九重線への街灯設置要望 =力畠市街から九重地区までの区間での街灯がなく、鹿などの野生動物との衝突などの事故も発生していることから、街灯の設置に向けた要望活動を実施	実施	継続	→	→	→

生活道路の整備	町道舗装補修工事 =令和3年度:三渓滝下線・豊浦長島線 =令和4年度:苦前高台2号線	実施	継続			
	道路照明設置工事 =令和3年度:苦前地区11基、古丹別地区14基	実施				
	歩道補修工事 =令和3年度:古丹別南2丁目線・川添団地通線・苦前東1条線・苦前東3条線 =令和4年度:古丹別南2丁目線・古丹別西3条線・苦前1丁目線・苦前東4条線	実施	継続			
	昭和長島線横断ボックス補修工事 =ボックスカルバートの沈下による補修	実施	継続			
	町道改良舗装工事 =令和3年度:古丹別東団地通線等	実施				
	港団地通線改良舗装工事 =改良延長108m・幅員6m	実施				
	夕陽ヶ丘線測量設計業務委託 =令和5年度の完成を目指し、国道232号線と道の駅ふわっとを結ぶ交差点の拡幅改良を実施		実施			
	旭長島線歩道整備工事 =令和3年度:延長150m・歩道幅員2.5m =令和4年度:延長300m・歩道幅員2.5m	実施	継続	→		
	土砂撤去工事 =苦前総合グラウンド敷地内に堆積している土砂の撤去	実施				
	橋りょう保全補修工事 =橋りょうの劣化を抑制するための予防保全型の補修	実施	継続			
	橋りょう長寿命化総点検業務委託 =5年ごとに義務づけられている町道橋の総点検を実施 =令和3年度:橋りょう点検14橋 =令和4年度:橋りょう点検6橋	実施	継続			
	橋りょう詳細設計業務委託 =令和3年度:旭東線(旭東橋)・北長島8号線(間宮橋)・上三渓線(農水橋)・霧立2号線(山下橋)	実施				
	橋りょう修繕工事 =令和3年度:鳴泉橋線(鳴泉橋)・三渓橋線(三渓橋) =令和4年度:小川1号線(小川橋)・南香川上平線(宮島橋)・三渓川南線(佐武橋)・三渓滝下線(清泉橋)	実施	継続	→		

道路環境の整備	道路排水管清掃業務委託 交通安全施設整備業務委託 町道維持管理業務委託 =町道の維持管理を図るため、配水管の清掃、区画線の敷き直し、道路・側溝等の補修や清掃等を実施	実施	継続	→	→	→
	防雪柵管理業務委託 =防雪柵の取り付け・取り外し、開閉、点検を実施	実施	継続	→	→	→
	防雪柵補修工事 =令和3年度:香川4線道路線40枚 =令和4年度:長島5線道路線45枚	実施	継続			
	防雪板交換工事 =令和4年度:香川3線道路線10枚・香川4線道路線100枚		実施			
	鋼製大型視線誘導標移設工事 =鋼製大型視線誘導標(苦前高台2号線5基)の移設		実施			
	町道除排雪経費 =令和3年度:除雪延長89,706m・排雪延長17,460m =令和4年度:除雪延長89,706m・排雪延長17,460m	実施	継続	→	→	→
	苦前3丁目線歩道施設上側・下側入口部分除雪業務委託 =苦前3丁目線歩道の上屋出入口部の除雪を実施	実施	継続	→	→	→
	生活道路除雪補助金 =生活道路の除雪に係る費用の一部を助成	実施	継続	→	→	→
	酪農用道路除雪補助金 =畜産農家の私道除雪に係る費用の一部を助成	実施	継続	→	→	→
	流雪溝管理経費 =流雪溝(総延長3,271m)の維持管理業務	実施	継続	→	→	→
	流雪溝管理運営協議会との連携による古丹別地区流雪溝の適正管理 =流雪溝の利用に伴う課題の解決に向けた運営協議会との連携	実施	継続	→	→	→

第3節 河川の整備

基本方針

集中豪雨や台風等による被害を防ぐため、古丹別川水系古丹別川の維持・管理・改修に向けた治水対策の整備促進を要望するとともに、町が管理する河川についても、適切な維持・管理に努めます。

また、町民が自然と親しめるよう、身近な河川空間の創出に努めます。

基本計画（施策の体系）

1 河川の整備	(1) 古丹別川水系古丹別川の整備 (2) 古丹別川水系の治水対策 (3) 普通河川における総合治水と利水対策の推進
2 身近な親水空間の創出	(1) 親水空間の充実と河川美化活動の促進

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
河川の整備	古丹別川河川改修事業 =令和2年度より遊水池を含めた新たな豪雨対策としての河川改修事業に着手、早期完成に向けて要望	実施	継続	→	→	→
	古丹別川砂防事業 =平成28年度豪雨により流域内に土砂や流木が堆積していることから、土砂等の流出防止に向けた事業に着手、早急な対策を要望	実施	継続	→	→	→
	ウエンビラ川測量調査業務委託 =河川内に堆積している土砂の撤去	実施				
	河川維持工事 =令和3年度:四線沢川(土砂及び立木の撤去) =令和4年度:ルベシュベナイ川(河岸の保護)	実施	継続			
	河川立木撤去工事 =令和3年度:ルベシュベナイ川・六線沢川外	実施				
	河川土砂撤去工事 =令和4年度:オシルスナイ川・江島の沢川		実施			
身近な親水空間の創出	古丹別川水辺の楽校の方向性についての検討 =施設の老朽化に伴い、水辺の楽校の今後の方向性と利活用について検討	実施	継続	→	→	→

第4節 公共交通の充実

基本方針

町民の日常生活を支えるバス交通とにこにこタクシー運行事業を使いややすく安定したものとして維持・確保を図るとともに、町民の暮らしを支える公共交通をめざすものであります。

基本計画（施策の体系）

1 公共交通機関の充実と環境整備	(1) バス交通の充実と環境整備 (2) にこにこタクシー運行事業の有効活用
------------------	---

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
公共交通機関の充実と環境整備	公共交通体系のあり方検討 北海道留萌地域公共交通活性化協議会負担金 =人口減少や財政事情、コロナ禍の影響を踏まえ、継続的に検討 =令和4年度から、留萌地域における地域公共交通計画の策定に向けて協議	実施	継続	→	→	→
	生活路線バス等維持費補助金 =バス路線の円滑な運行を維持するため、バス事業者に対し補助金を交付 =補助対象路線：5路線	実施	継続	→	→	→
	上平・古丹別間のフリー乗降化の推進 =バスの利用促進と利便性の向上に向けた上平・古丹別間のフリー乗降化の実施	実施	継続	→	→	→
	バス待合所管理業務 =町内6か所のバス待合所の維持管理(清掃及び除雪など)を実施	実施	継続	→	→	→
	上平バスターミナル側溝入替工事 =側溝の入替		実施			
	上平バスターミナル改修工事 =内部クロス張替、トイレや建具の改修等					
	通学定期運賃補助金 =沿岸バスを利用する高校通学生に対し、通学定期運賃の一部を助成	実施	継続	→	→	→
	にこにこタクシー運行事業 =再掲(第2章第2節2)	実施	継続	→	→	→

第5節 情報通信の推進

基本方針

第5世代移動通信システム(5G)、IoTなどの無線環境を導入する前提である光回線など超高速な情報通信ニーズに対応するため、国の事業を活用し、民設民営方式で光通信サービス提供の実現に向けた取り組みを行います。

基本計画（施策の体系）

1 地域間の情報格差の是正	(1) 超高速ブロードバンド基盤の整備
---------------	---------------------

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
地域間の情報格差の是正	高度無線環境整備推進事業の推進 =令和2年度から高度無線環境整備推進事業により、民間事業者による光回線の整備を推進	実施				
	携帯電話不感エリアの解消に向けた要請 =携帯電話不感エリア(小川地区・霧立・力屋九重線)の解消に向けた要請	実施	継続	→	→	→

第6節 快適な生活環境

基本方針

快適で清潔な生活環境が確保されるよう汚水処理を推進し、水環境の保全を図ります。また、安定した給水に努めます。

長寿命化計画に基づく適正な公営住宅の整備を推進し、地域課題に対応した住宅・宅地支援施策の充実を図ります。

基本計画（施策の体系）

1 下水道施設の利用促進と整備	(1) 下水道の長寿命化の推進 (2) 下水道事業の健全な運営 (3) 個人設置型浄化槽の普及促進
2 簡易水道の充実	(1) 安定した水資源の確保 (2) 水道事業の健全な運営
3 住宅の確保と宅地の造成	(1) 定住化の促進 (2) 公営住宅の整備と適正な維持管理

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
下水道施設の利用促進と整備	苦前下水浄化センター改築更新実施 設計業務委託 =ストックマネジメント計画調査に基づく処理場施設改修に向けた詳細設計の実施	実施	継続	→		
	苦前下水浄化センター改築更新工事 =改築更新実施設計に基づく改築更新工事の実施 =工事期間:令和4年度～令和8年度		実施	継続	→	→
	下水浄化センター維持管理業務委託 下水浄化センター汚泥処理業務委託 =浄化センター3か所の施設管理及び汚泥処理業務を実施	実施	継続	→	→	→

下水道施設の利用促進と整備	古丹別・苦前地区公共枠設置工事 =令和3年度:古丹別地区4か所 =令和4年度:古丹別地区1か所	実施	継続			
	水洗便所改造等補助金 水洗便所改造等利子補給補助金 =水洗便所の改造に要する費用に対する助成及び貸付金あっせんの実施	実施	継続	→	→	→
簡易水道の充実	浄水場、取水場管理業務委託 浄水場、導水ポンプ場保守点検業務委託 =浄水場などの水質・水量及び機械等水道施設の管理	実施	継続	→	→	→
	量水器検査業務委託 漏水調査業務委託 =計量法に基づく量水器の検査や給・配水管の漏水調査	実施	継続	→	→	→
	量水器取替工事 =計量法に基づく水道メーターの取替	実施	継続	→	→	→
	苦前浄水場耐震改修診断業務委託 =苦前浄水場の耐震診断を実施(令和3年度)	実施				
	浄水場耐震化補強基本設計業務委託 =耐震診断結果に基づき、耐震化補強の基本設計を実施(令和4年度)		実施			
	浄水場耐震化補強詳細設計業務委託 =耐震基本設計に基づき、耐震化補強の詳細設計を実施(令和5年度)			実施		
	臨海配水池更新事業 =三角点スキー場頂上付近にある簡易水道配水池(苦前地区:昭和48年設置)の更新工事	実施				
	新日本海地域交流センター大規模改修水管移設工事 =センターの大規模改修に伴う水管の移設工事		実施			
	住宅地の供給 =住宅地を確保し、宅地取得困難者の解消	実施	継続	→	→	→
住宅の確保と宅地の造成	世帯向け民間賃貸住宅建設支援事業補助金 =賃貸住宅の建設に要する費用の助成	実施	継続	→	→	→
	苦前町住環境整備事業補助金 =住宅等の新築や改修及び住宅や廃屋の解体に要する費用の助成	実施	継続	→	→	→
	定住促進空家活用事業助成金 =空家の有効利用(空家の購入・改修・家財整理)に要する費用の助成	実施	継続	→	→	→

住宅の確保 と宅地の造成	公営住宅維持管理費 =設備老朽化に伴う計画的な修繕及び適正な維持管理 =町営住宅管理戸数:234戸 =道営住宅管理戸数:36戸	実施	継続	→	→	→
	公営住宅改善事業 =長寿命化計画に基づく改修工事 =令和3年度:耐力度調査(商工団地1棟2戸)、改善工事(商工団地3棟6戸・川添団地1棟8戸) =令和4年度:耐力度調査(新北斗団地1棟2戸)、改善工事(新北斗団地:2棟4戸・川添団地3棟16戸)			→	→	→

第7節 水と緑のネットワークの形成

基本方針

水と緑の豊かな環境は本町が誇れる特徴の一つであり、こうした環境を町民が身近に感じる暮らしが送れるよう、公園・緑地の整備充実とともに町民や地域と協働した管理体制を充実します。

基本計画（施策の体系）

1. 公園・緑地の管理充実	(1) 公園・緑地の管理充実 (2) 子どもの遊び場の提供
2. 緑地の推進	(1) 公共施設の緑化推進 (2) 緑化活動の推進
3. 水辺空間の利用促進	(1) 河川空間の活用

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
公園・緑地 の管理充実	川添団地児童遊園整備事業 =滑り台・2連ブランコ・スイング遊具・背無しベンチの整備及び張芝の実施	実施				
	古丹別緑ヶ丘公園管理業務委託 =公園の運営や維持管理の実施	実施	継続	→	→	→
	シーフロントパーク等管理業務委託 =再掲(第4章第5節1)	実施	継続	→	→	→
	夕陽ヶ丘未来港公園改修工事 =再掲(第4章第5節1)					
緑化の推進	花とみどりのまちづくり活動支援補助金 =町民の自主的な緑化運動に対する支援	実施	継続	→	→	→
水辺空間の 利用促進	古丹別川水辺の楽校の方向性についての検討 =再掲(第5章第3節2)	実施	継続	→	→	→

第6章 安全で安心な暮らしのできるまちづくり

第1節 環境の保全・創造

基本方針

再生可能エネルギーである風力発電事業の健全な運営を促進するとともに、快適な生活環境を維持するため、行政・町民・団体・事業者が一体となって環境保全・創造に努めます。

基本計画（施策の体系）

1 環境にやさしい生活スタイルの構築	(1) 省エネ・省資源活動の推進 (2) 再生可能エネルギーの普及
2 良好的な生活環境の保全・創出	(1) 不法投棄の未然防止 (2) 生活型公害対策の推進 (3) 空き家・空き地対策の推進
3 環境汚染の防止	(1) 公害防止体制の充実
4 風力発電事業の推進	(1) 風力発電事業の健全な運営 (2) 風力発電からの町民還元

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
環境にやさしい生活スタイルの構築	再生可能エネルギーの導入に向けた検討 =風力発電のほか、太陽光や地熱、水力、バイオマスなどの多様な再生可能エネルギーの導入に向けて検討	実施	継続	→	→	→
良好な生活環境の保全・創出	不法投棄の防止 =警告看板の設置及び投棄されたごみの処理を実施	実施	継続	→	→	→
	蜂駆除業務委託 =一般住宅等を対象に、専門技能を必要とする蜂駆除作業を実施	実施	継続	→	→	→
	合葬墓改修工事 =お墓の継承やお骨の管理が困難な方々が選択できる納骨手法の一つとして合葬墓を設置	実施				
	空家等対策計画の推進 =空家等の発生抑制・有効活用・管理不全の解消に向けた施策の推進	実施	継続	→	→	→
	空家・空地情報の提供（苦前町住まいのネット制度） =空家等情報の提供による町内の空家・空地の有効利用の促進	実施	継続	→	→	→

良好な生活環境の保全・創出	空家等適正管理事業 =放置された空家等による住民の生活環境に対する重大な損害の発生を防止	実施	継続	→	→	→
風力発電事業の推進	風力発電施設保守点検業務委託 定期安全管理検査対応業務委託 =風車4号機の施設の維持管理のための保守点検及び定期安全管理検査	実施	継続	→	→	→
	ホームページコンテンツ作製業務委託 =風車4号機の発電状況を町のホームページ上に表示	検討	実施			
	乗用草刈機購入 =町営風力発電施設等の草刈りを行うため乗用タイプ草刈り機を購入	実施				
	小形風力発電施設の設置に関するガイドラインの推進 =小形風車(20kW未満)を設置する事業者を対象とした遵守すべき事項の指針を推進	実施	継続	→	→	→
	苦前町ウインドファームの積極的なPRの推進 =町内外における講演やセミナー・パンフレット等を通した本町の魅力PR	実施	継続	→	→	→
	苦前町ウインドファームに対する視察対応の推進 =視察者に対する積極的な視察対応	実施	継続	→	→	→
	風力発電施設を活用した環境教育や学習の推進 =地域教育機関などと連携した環境教育や学習の推進	実施	継続	→	→	→
	送電網の整備に向けて =送電網整備事業が実現するよう関係機関へ要請	実施	継続	→	→	→
	町営風力発電からの町民還元 =町営風力発電事業による収益からの町民還元として、一般ごみ袋及び生ごみ袋料金の減額並びにきらりサイクル工房への直接搬入に係る処理手数料(一般ごみ及び生ごみ分)の助成を実施	実施	継続	→	→	→

第2節 総合的なごみ・し尿処理の推進

基本方針

ごみの減量化・再資源化に向け、行政・町民・事業者が一体となって取り組みを推進する一方、排出されたごみやし尿の適正処理や体制の充実を図ります。

基本計画（施策の体系）

1 ごみの減量化・再資源化の推進	(1) ごみの排出抑制 (2) 再資源化の推進
2 ごみ・し尿処理体制の充実	(1) ごみ・し尿の広域処理体制の充実

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
ごみ・し尿 処理体制の 充実	ごみ収集業務委託 ＝町内全域におけるごみの収集運搬	実施	継続	→	→	→
	ゴミステーション設置工事 ＝ゴミステーションの更新及び新設 ＝令和3年度：鉄製6基取替、木製3基新設 ＝令和4年度：鉄製7基取替・1基新設	実施	継続	→	→	→
	し尿等処理及び手数料収納業務委託 ＝し尿等の収集・運搬・手数料の徴収を委託	実施	継続	→	→	→
	し尿等収集運搬車両購入 ＝し尿等収集運搬車両1台を更新購入	実施				
	羽幌町外2町村衛生施設組合負担金 ＝施設組合の運営経費の負担 ＝新埋立地と生ゴミ堆肥化施設を整備する新処理施設費負担分(令和3年度～令和5年度)を含む	実施	継続	→	→	→
	汚水処理施設共同整備事業負担金 ＝留萌中部3町村で共同整備した汚水処理施設の建設時に借り入れた起債償還分の負担	実施	継続	→	→	→
	汚水処理施設維持管理負担金 ＝し尿及び浄化槽汚泥を羽幌町設置の公共下水道施設で共同処理するに当たり、その経費(施設維持管理費・施設利用料負担分)を負担	実施	継続	→	→	→
	個人設置型浄化槽設置整備事業補助金 ＝下水道計画区域を除く町内全域における合併浄化槽の設置者に対する助成	実施	継続	→	→	→

第3節 交通安全・防犯体制の充実

基本方針

交通安全意識の向上を図るとともに、関係機関・関係団体と連携し、地域の交通事情を踏まえた交通安全施設の整備を進めます。

町民が安心して暮らせるよう、地域の防犯力の向上に努めます。

基本計画（施策の体系）

1 交通安全の推進	(1) 交通安全教育の推進 (2) 交通安全対策の充実
2 防犯体制の充実	(1) 防犯意識の啓発 (2) 自主防犯組織のネットワーク化 (3) 防犯設備の整備・充実

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
交通安全の推進	苦前町交通安全協会補助金 ＝交通安全組織や交通指導体制の強化・確立を図るための活動に対し助成	実施	継続	→	→	→
	交通安全施設の整備 ＝信号機、照明灯、ガードレール、標識等の整備	実施	継続	→	→	→
防犯体制の充実	苦前町防犯協会交付金 ＝防犯意識の高揚を図るための活動に対し助成	実施	継続	→	→	→
	街灯設置・維持補助金 ＝防犯街灯の設置費用及び維持費用に対し助成	実施	継続	→	→	→

第4節 防災・消防・救急体制の充実

基本方針

地震・津波や風水害などの自然災害から町民の生命や財産を守り、安心して暮らすことができるよう、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築します。

基本計画（施策の体系）

1 防災体制の充実	(1) 大規模地震対策 (2) 危機管理体制の充実 (3) 自主防災組織の育成 (4) 要配慮者の支援体制構築 (5) 災害時における相互支援体制の充実
2 災害に強いまちづくりの推進	(1) 国土強靭化対策の推進 (2) 国土保全対策の推進 (3) 防災意識の啓発
3 消防・救急体制の充実	(1) 消防力の充実 (2) 救急体制の充実

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
防災体制の充実	<p>同報系防災行政無線の推進 =災害発生時における住民の安全確保や行政サービスの向上のため、屋外拡声機(29基)による防災無線を整備</p> <p>防災行政無線の聞こえの課題の対応 =聞こえの課題を補うため、津波警戒区域の沿岸世帯へのラジオ型の個別受信機の配布、目視確認できる電子メールの配信を実施</p>	実施	継続	→	→	→
	<p>J - A L E R T 新型受信機保守業務委託 =全国瞬時警報システム(J-ALERT)の安定稼働のため保守点検を実施</p>	実施	継続	→	→	→
	<p>地域防災計画改定業務委託 =新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮するとともに、地震や津波、水害や土砂災害など想定される多岐にわたる災害に万全の対応がとれるよう大幅な改訂を実施</p>	実施				
	<p>災害発生に備えた資機材などの備蓄や整備 =苦前町災害備蓄計画に基づき、計画的な備蓄と調達体制の整備 =令和3年度:可搬型インバータ発電機1台・簡易組立便座5個 =令和4年度:アルファ米350食・保存パン60食・保存水(500ml)120本</p>	実施	継続	→	→	→
	<p>地域防災訓練の実施 =地域において取り組まれている防災訓練への協力と感染症に対応した避難所運営に重点をおいた防災訓練を北海道などの関係機関と連携し実施</p>	実施	継続	→	→	→
災害に強いまちづくりの推進	<p>苦前町強靭化計画 =大規模自然災害の発生に備え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化 =計画期間:令和2年度～令和6年度</p> <p>農山漁村地域整備交付金事業(苦前漁港海岸) =海岸浸食に対応した海岸保全施設の整備(消波工・護岸工) =平成25年度～令和3年度</p>	実施	継続	→	→	

災害に強いまちづくりの推進	山地災害防止対策の推進(復旧治山事業：力屋地区) =近年の豪雨による山腹斜面の崩壊を受け、今後の新たな災害発生を防止するための治山事業の実施	実施	継続	→	→	→
	三豊海岸保全事業の整備促進 =冬季波浪及び低気圧による遡上波が町道に押し寄せ通行止めとなることがあるため、生活路線の確保に向けた要望活動を実施			→	→	→
消防・救急体制の充実	消防救急デジタル無線維持管理修繕 =デジタル無線設備の更新	実施				
	消防古丹別支署庁舎耐震検査委託 =未耐震化である消防古丹別支署庁舎の耐震診断を実施	実施				
	指令広報車両購入 =消防苦前支署指令広報車両1台の更新購入	実施				
	職員防火衣購入 =改訂された消防隊員用個人防火装備ガイドラインに適合した防火衣への更新		実施			
	消防団活動服購入 =改訂された消防団員服制基準に適合した活動服への更新		実施			

第5節 安全な消費生活の支援

基本方針

消費生活の安定向上をめざし、消費者の意識を啓発するとともに、関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。

基本計画（施策の体系）

1 消費者の自立の支援	(1) 情報提供の充実
2 消費者相談体制の充実	(1) 消費者相談の周知 (2) 関係機関との連携

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
消費者の自立支援と消費者相談体制の充実	消費者行政の推進 =消費生活に関する消費者行政の充実強化のため、情報提供、講座の開催及び各種研修への職員派遣を実施	実施	継続	→	→	→

第7章 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

第1節 行政改革の推進

基本方針

小さな行政府という理念のもと、時代に促した効率的で質の高いサービスを提供するための行政改革を推進します。

苦前町公共施設等管理計画に基づき、長期的な視点に立った効果的な公共施設等の管理をしていきます。

基本計画（施策の体系）

1 健全な行政運営の推進	(1) 計画の適正な進行管理 (2) 健全な行政運営の推進
2 効率的な行政運営	(1) 事務の効率化 (2) 適正規模の維持と組織の活性化 (3) 長期的・効率的な公共施設の管理
3 行政サービスの向上	(1) サービスの質の向上 (2) 職員資質の向上 (3) 窓口サービスの向上

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
健全な行政運営の推進	第5次苦前町総合振興計画・後期基本計画 第2期苦前町まち・ひと・しごと創生総合戦略 =施策の進捗状況の把握と進行管理の徹底 =各計画期間:令和3年度～令和7年度	実施	継続	→	→	→
	事務事業評価の推進 =町民満足度の向上、職員の目的意識とコスト意識の向上	実施	継続	→	→	→
	各種審議会委員の公募制の拡大 =広く町民の意見をまちづくりに反映させるため公募制を拡大	実施	継続	→	→	→
	各種統計調査の実施 =国・道及び町の政策立案の基礎数値となる各種統計調査の実施	実施	継続	→	→	→
	学校給食費の公会計化 =再掲(第1章第3節1)	実施	継続	→	→	→
	地方公営企業法適用移行業務負担金 =地方公営企業法の適用に向けた移行业務の実施 =簡易水道事業・下水道事業・風力発電事業	実施	継続	→		

効率的な行政運営	留萌地域電算共同化推進協議会負担金 =電算システムの共同化による業務の標準化を推進	実施	継続	→	→	→
	自治体情報システム標準準拠仕様移行業務委託 =国の「デジタル・ガバメント実行計画」に基づく次期標準準拠システムの稼働に向けた移行業務		実施			
	仮想化基盤サーバー賃借料 =各システムやネットワークの安定的な稼働及び外部からの脅威に対するセキュリティを確保するため仮想化基盤サーバーを運用	実施	継続	→	→	→
	パーソナルコンピュータ購入 =職員用パーソナルコンピュータ等の更新 =令和3年度:デスクトップ型10台・ノート型5台・プリンター4台 =令和4年度:デスクトップ型10台	実施	継続			
	総合行政システム改修業務委託 =更新したパーソナルコンピュータで総合行政システムを安定的に利用できるよう改修を実施	実施	継続			
	住民基本台帳ネットワーク保守業務委託 =住民基本台帳ネットワークの利用に係る機器の保守	実施	継続	→	→	→
	中間サーバー・プラットフォーム利用負担金 =特定個人情報の利用に要する中間サーバーの開発・運営	実施	継続	→	→	→
	共同戸籍電算システム保守費負担金 =戸籍業務に関わる電算共同化システムの保守管理	実施	継続	→	→	→
行政サービスの向上	公共施設等総合管理計画 =公共施設総量資産の適正化・公共施設の長寿命化・地域(民間)活力の導入を基本方針として推進	実施	継続	→	→	→
	行政事務に係る権限移譲の推進 =北海道からの権限移譲を受け、身近な行政事務に係る利便の向上及び道内分権の拡大を推進 =令和2年度:取扱件数221件 =令和3年度:取扱件数220件	実施	継続	→	→	→

行政サービスの向上	職員の資質向上の充実・強化 =高度化・複雑化していく行政事務に対応できるよう人材育成基本方針に基づき研修内容や体制を充実	実施	継続	→	→	→
	人事評価制度の推進 =職員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底、組織全体の士気高揚及び公務能率の向上	実施	継続	→	→	→
	ワンストップサービスの推進 =窓口対応において、様々な行政手続が一体的に行える手法を推進	実施	継続	→	→	→
	力昼夜地区各種申請業務等取次事務委託 =人口減少と高齢化が進む力昼夜地区住民に対する行政サービスの維持向上 =きらりコンポスト整理券交付・暖房用燃料購入費助成申請・にこにこタクシー利用申請・いやしふれあい事業申請・インフルエンザ予防接種申請等	実施	継続	→	→	→

第2節 財政運営の改革

基本方針

将来を見据えて負の遺産を残さないよう、無駄の排除を含めた財政運営の見直しを図り、身の丈にあった健全な財政運営を行います。また、将来にわたり、自主財源の確保に努めます。

基本計画（施策の体系）

1 計画的な財政運営	(1) 計画的な財政運営 (2) 財源の有効活用
2 財源の確保	(1) 自主財源の確保 (2) 特定財源の活用
3 財政健全化の推進	(1) 財政健全化比率の公表 (2) 財務書類の作成・公表

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
計画的な財政運営	将来推計に基づく財政運営の取組 =長期的に安定した財政運営の実現	実施	継続	→	→	→
	公共施設等総合管理計画 =再掲(第7章第1節2)	実施	継続	→	→	→

財源の確保	ふるさと応援寄附金返礼事業 =ふるさと納税制度に則り、応援寄附金に対して返礼品を贈呈 =令和3年度：寄附金額34,548千円・寄附件数3,304件	実施	継続	→	→	→
	地元特産品等販路拡大事業 =地元特産品の販路拡大に加え、ふるさと納税の取組を戦略的に実施			実施	継続	
	町税や使用料等の徴収強化の推進 =電話催告や戸別訪問、納税相談等の強化、財産差し押さえ等の強制執行の実施			実施	継続	→
財政健全化の推進	財政指標等の積極的な公表 =広報紙やホームページを活用し、町民に分かりやすく解説して公表することにより情報共有を推進	実施	継続	→	→	→
	新地方公会計制度に係る財務4表の公表 =財務4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計画書）の公表により行政改革を推進			実施	継続	→

第3節 広域行政の推進

基本方針

多様化、高度化する行政サービスの効率的・効果的な運営をめざし、広域的な視点から行政運営を進めます。

基本計画（施策の体系）

1 近隣自治体との連携強化	(1) 近隣市町村との連携 (2) 近隣市町村の住民との交流
2 広域処理業務の充実	(1) 広域処理業務の充実

実施計画

施 策	事 業 名 ・ 概 要	年 度				
		3	4	5	6	7
近隣自治体との連携強化	留萌中部地域振興協議会 =留萌中部3町村が連携し、地域の懸案事項について協議・検討	実施	継続	→	→	→
	留萌地域づくり連携会議 =国・道をはじめ地域の多様な主体と意見交換を行い、地域づくりの方向を検討、共有し、連携・共同の取組を推進	実施	継続	→	→	→

近隣自治体 との連携強 化	留萌地域総合開発期成会 =留萌管内の市町村と連携し、地域の懸 案事項について予算反映や関係方面に に対する意見の開陳・建議陳情及び請願 を実施	実施	継続	→	→	→
---------------------	---	----	----	---	---	---

**第5次苫前町総合振興計画
後期基本計画（令和3年度～令和7年度）**

実施計画（令和4年度版）

北海道苫前町総合政策室